

## 定額減税補足給付金（調整給付金）について

令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税において、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、「調整給付金」を支給します。

### 【対象者】

令和 6 年度定額減税可能額が令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回る方

ただし、以下に該当する方は対象外です。

- ・納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える方
- ・所得税及び令和 6 年度の住民税所得割が非課税の方

### 【給付額】

(1) 「所得税分控除不足額」

$$\begin{aligned} & \text{定額減税可能額 } 3 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{※令和 6 年分推計所得税額 (減税前)} \\ & = \text{①所得税分控除不足額 (①} < 0 \text{ の場合は } 0 \text{)} \end{aligned}$$

(2) 「個人住民税分控除不足額」

$$\begin{aligned} & \text{定額減税可能額 } 1 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和 6 年度分個人住民税額 (減税前)} \\ & = \text{②個人住民税分控除不足額 (②} < 0 \text{ の場合は } 0 \text{)} \end{aligned}$$

$$\text{調整給付額} = \text{①} + \text{②} \quad (\text{一万円単位で切り上げ})$$

※令和 6 年分推計所得税額とは、令和 5 年分所得等を基に国の算定ツールを用いて推計した額です。令和 6 年分所得税額が確定した際に、給付額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和 7 年以降に追加給付する予定です。

### 【手続き】

対象の方には、「調整給付金支給確認書」を送付します。必要事項をご記入の上、確認書記載の添付書類と併せてご返送ください。同封の返信用封筒をご利用ください。

返送期限 10月31日(木) 必着

### 【振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。】

市町村や国の職員などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。また、給付のために手数料などの振込みを求めることはありません。不審な電話がかかってきた場合は、町総務課企画・移住担当、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

### 【その他】

本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差押えの対象となりません。